

本送信票を含み 1枚

令和4年9月28日

報道機関 各位

佐渡市教育委員会職員の懲戒処分等のお知らせ(プレスリリース)

日頃、佐渡市行政に多大なるご理解を賜り厚く御礼申し上げます。

地方公務員法第29条の規定に基づき、本日付けで、下記のとおり職員の懲戒処分等を行いましたので、お知らせします。

記

事案の概要	令和4年8月に学校教育課職員(以下「被処分者」という)が同僚職員に対し、胸ぐらや髪の毛を掴む等の暴行に及んだ。被処分者は同年4月にも別の同僚職員に対し、胸ぐらを掴む行為に及んでおり、その際、口頭で注意・指導を受けているにもかかわらず、今回、暴行を繰り返したことから、当該職員を処分するもの。	
被処分者の所属 及び処分内容等	教育委員会学校教育課職員(課長補佐級 40歳代)	停職2月
		係長級に降任
監督者の処分	課長級職員 戒告 部長級職員 訓告	
処分日	令和4年9月28日付け	
特記事項	教育長コメント このたびは、市民の皆さまの信頼を著しく失墜させましたことを、深くお詫び申し上げます。職員教育の徹底及び監督職員による現場環境、職員の状態の把握、改善に努め、皆さまからの信頼回復に向けて取り組んでまいります	
担当	教育総務課 課長 柳澤 正二	
連絡先	TEL:0259-58-7350 FAX:0259-58-7352	

送信元：佐渡市総合政策課
 広報戦略室広報広聴係
 T e l : 0259-63-3802
 F a x : 0259-63-3300

